

平成 30 年 第 9 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 9 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 9 月 19 日 (水)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 9 月 19 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 9 月 19 日 午前 11 時 10 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 13 番	吉野 寅三	席番 14 番	坂元 正人		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	坪山 博志	○
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	○
5	池添 昭一	○	13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 74 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 75 号 農地転用事業計画変更申請の承認について 議案第 76 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 77 号 非農地証明願の承認について 議案第 78 号 非農地証明願に伴う対象農地の承認について 議案第 79 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 80 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 9 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 13 番、吉野委員と、席番 14 番、坂元委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>それでは、あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>資料は 4 ページ 33 番をご確認いただきたいと思います。譲受人が志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の〇〇さんの分ですが、あっせんが成立いたしました。譲受者は志布志町安楽〇〇番地〇株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>土地は、野井倉井手上 3106 番地 4 田 4,736 m²です。あっせん成立日は 8 月 28 日、売買価格は 10a 当たり 80 万円です。あっせん委員は、上野委員と私、坂中でした。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>はい。〇〇さんのあっせんの分ですが、現在、永田委員とあっせん活動をしております。数名の方と話をしております。引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>9 月 4 日、松山地区秋季畜産品評会が松山家畜指導センターで開催されました。</p> <p>9 月 5 日、定例常設審議委員会がマリンプレスかごしまで開催されました。</p>

9月11日、地域別農業委員会研修会が鹿屋商工会議所で開催されました。

9月12日、農業者年金加入推進特別研修会がマリソパレスかごしまで開催され、加入促進について取組強化の依頼がありました。

9月13日、曾於地区秋季畜産共進会が曾於中央家畜市場で開催されました。

次に、日程第4、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、11件の申請でございます。

まず、6ページ、番号71番を審議いたします。

番号71番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。

〇〇さんの、入室を許可いたします。

(〇〇氏 入室)

議長 山下
主任主査 圖師

事務局で説明をお願いいたします。

はい議長、それでは議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請の番号71番について説明申し上げます。

議案書は、6ページです。

まず、譲渡人は東京都世田谷区野毛にお住まいの〇〇さん81歳で、譲受人は曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん61歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が3筆で9,375平方メートルです。

〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日もご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。

今回の申請地の場所でございますが、県道柿ノ木志布志線を、天水製茶より馬見ヶ塚方面に700メートル進んだ左手に1筆、西崎製茶の工場から、北へ50メートル進んだ右手に2筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございます。

申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては新規就農でございます。

		<p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号73番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	はい、それでは、番号71番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	議長、営農計画書を見させていただきました。2点ほどお伺いいたします。今、お住まいの自宅からこの畑までどれくらいかかるのでしょうか。そして甘藷を作付けとなっていますが、焼酎用なのか、青果用なのか教えてください。
農業者	〇〇さん	今、住んでいるところは、大隅町月野ですので、泰野、尾野見を經由して20分ぐらいで行けます。甘藷は焼酎用で考えております。
議長	山下	はい。ほかにございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで、ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。
		お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
議長	山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号72番を審議いたします。
		隈元委員説明をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました、番号72について報告いたします。
		譲渡人は、栃木県河内郡上三川町大字多功〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇〇〇〇団地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、塗木大隅線を宮下方向へ進み、鹿島商店前から東へ50メートル進んで、北東へ700メートル進んだ所にあります。
		本人宅の近くにございます。

		<p>〇〇さんは、家族4人で茶を経営されております。</p> <p>農機具は、茶摘裁機2台、防除機2台、ダンプ3台、3トントラック1台、7トントラック1台。軽トラ2台などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号73番を審議いたします。</p> <p>同じく、隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号73について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇 〇〇団地〇〇号で先ほどの番号72と同じです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、番号72の近くにあります。</p> <p>同じく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号74番を審議いたします。</p>

<p>委員 矢野</p>	<p>矢野委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号74を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所本庁より南へ200メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、50メートルのところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、4人で甘藷、人参、水稻を栽培しており、申請地には甘藷、人参を作付けするとのことです。</p> <p>農機具は、トラクター7台、自走式田植機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号75番を審議いたします。</p> <p>上野委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 上野</p>	<p>会長より依頼のありました、番号75について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所所有明本庁より、南へ300メートル進み、そこから西へ400メートル行った左側でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約5分ぐらいです。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と子供4人で主に水稻甘藷等を栽培しておられます。申請地には、甘藷を作付けするとのことでした。</p>

		<p>農機具は、トラクター10台、コンバイン3台などを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、8ページ、番号76番を審議いたします。</p> <p>同じく、上野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありませた、番号76について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございませす。</p> <p>申請地は議案書に記載されていませるとおりであります。申請地の場所は、市役所所有明本庁から南へ300メートル行き、そこから西へ400メートル行っただ右側でございませす。</p> <p>本人宅からは、約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で主に水等甘藷を作付けしてございませす。申請地には甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター7台、田植機1台などを保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 77 番を審議いたします。 同じく、上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました、番号 77 について報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所有明本庁から南の方へ 300 メートル行って、西の方へ 500 メートル行った所の右側にあります。 本人宅からは、約 5 分のところがございます。 〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で主に水稻甘藷等を栽培しており、申請地には甘藷を作付けするということでございます。 農機具は、トラクター 10 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台を保有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 78 番を審議いたします。 宮脇茂樹委員説明をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました、番号 78 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりであります。申請地の場所は、

		<p>有明中学校前から南の曾於医師会立有明病院の方向へ3K進んだ所の左側にあります。</p> <p>本人宅からは、車で15分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、家族2人でそばを主に栽培しており、申請地にもそばを作付けするとのことでございます。</p> <p>また、トラクター1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9ページ、番号79番を審議いたします。</p> <p>坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました、番号79を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇〇お住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、字牧之上2筆は譲受人宅の前にあります。字小松の田は、JAあおぞら蓬原出張所から北方向に600メートル進んだ所を左折し、100メートル進んだ左側にあります。本人宅からは1キロの所になります。</p> <p>〇〇さんは家族3人で、なす、ミニトマト、サトイモ等を生産しています。申請地の畑2筆は現在茶園で、田については飼料を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 80 番を審議いたします。 吉國委員説明をお願いいたします。
委員	吉國	会長より依頼のありました、番号 80 を報告いたします。 譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、蓬原中野公民館前の道路を 100 メートルぐらい東へ行った所でございます。 本人宅からは、約 2 キロあり車で 5 分ぐらいのところでございます。 〇〇さんは、夫婦で水稻、甘藷を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。 農機具は、田植機、コンバイン、トラクター 2 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 81 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 81 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲

		<p>受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、国道 269 号線芝用交差点の近くにセブンイレブンがあります。そこから 200 メートル位行った所に申請地があります。〇〇さん宅のすぐ前になります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で繁殖牛 50 頭を飼育されており、トラクター 1 台、モア 1 台、タイヤショベル 1 台、軽トラ等を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>よって日程第 4、議案第 73 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 74 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>11 ページ、番号 25 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、宮脇勇委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>議案第 74 号、番号 25 番についてご報告します。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は矢野委員、橋口委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇 〇〇団地〇〇号の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>總會資料は 7 ページから 10 ページになりますのでお目通し下さい。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。</p>

		<p>場所は県道 499 号線柿木志布志線を志布志から松山方面に向かい柳橋から中村集落方向に上り、中村工務店を過ぎて左折し、100 メートル進んで左折して 200 メートル程進んだ所にあります。</p> <p>変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>〇〇さんは、イチゴ農家であり申請地にはイチゴハウスがあり、その一角に農家住宅を造るということでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。排水は、合併浄化槽と市道側溝に流すということでした。</p> <p>申請地は 10ha 以上の広がりがあり第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、この土地は平成 30 年 3 月定例総会で承認された地域整備法 27 号計画で承認を受けている土地であり不許可の例外に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと の意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	上野	<p>次に、 番号 26 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 74 号、番号 26 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は神宮司委員、坪山委員と私、上野でござ います。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の有限会社〇〇代表取締役〇 〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明 町伊崎田〇〇番地にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立 会人は、有限会社〇〇の〇〇さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は 11 ページから 14 ページになります。</p> <p>場所は、有明町本庁より西北西へ約 3 キロ行った地点でございます。</p> <p>除外の目的は豚舎ですが、当初の建設費設計が空調システム導入ということで当初の事業費及び建物配置に変更が生じたことによるものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は畑です。排水は、現在トラフが敷設されております。</p> <p>申請地は農用区域内農地であります。農業用施設の変更でございます。以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 5、議案第 74 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 75 号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>13 ページ、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、矢野委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 75 号、番号 2 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は宮脇委員、橋口委員と私、事務局から 2 人同行されました。</p> <p>別紙総会資料の 15 ページから 18 ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さん</p>
委員	矢野	

		<p>でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線を港方面からホームマン方向へ向かいグリーンロードと交わる交差点を西へ100メートル程進んだところでは。</p> <p>今回の事業計画変更は診療所を2階建てから平屋にするもので、それに伴い建築位置を変更したいとのことでした。平成30年1月に転用許可がでてその後入札等を行ってきましたが建設費用が予算と合わず、当初計画を断念せざるをえなくなり平屋に変更したいとのことでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は畑、西側は畑です。排水は、北側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませ</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号3番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、宮脇勇委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>議案第75号、番号3を報告いたします。</p> <p>調査日は9月6日、調査委員は矢野委員、橋口委員と私です。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙総会資料は19ページから22ページを参照ください。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、港湾道路をドコモショップ志布志店から港方向へ 500 メートル進んだ所の左側です。</p> <p>今回の事業計画変更は、当初は倉庫とトラック駐車場でしたが志布志港の整備によりコンテナ置場、シャーシ置場の変更であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は用悪水路、南側は公衆用道路、西側は宅地です。その他、隣接地トラック駐車場への農地転用が同時申請されております。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、14 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、矢野委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第 75 号、番号 4 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は宮脇委員、橋口委員と私、事務局から 2 人同行いたしました。</p> <p>別紙総会資料は 23 ページから 26 ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇 〇〇号棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道昭和弓場ケ尾線にあるホテル枇榔から南へ 50 メートル程進み、市道町原線を東へ 300 メートル進んだ所の南側です。</p>

		<p>今回の事業計画変更は、貸家を建設したいとのことでした。ここには、当初〇〇さんの住宅を建設するというので平成 28 年度に転用許可が出されておりますが、周りには〇〇さんが建てた貸家があります。貸家が近くにあることで貸家人からの苦情を受けやすいとのことから個人住宅建設を断念し、今回ここに貸家を建設したいとのことでした。尚、始末書も添付してあります。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は宅地、南側は畑、西側は宅地です。排水は、市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 5 番を審議いたします。
		現地を調査された、上野委員の 報告をお願いいたします。
委員	上野	議案第 75 号、番号 5 をご報告いたします。
		調査日は 9 月 6 日、調査委員は神宮司委員、坪山委員と私です。
		譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇の〇〇さんでした。
		別紙総会資料は 11 ページになります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、有明本庁から西北西へ約 3 キロ行ったところ です。
		転用目的は豚舎です。
		周囲の状況は、北側は山林、東側は公衆用道路、南側は畑、西側も畑で

		<p>す。排水は、トラフが敷設されております。</p> <p>申請地は、土地改良事業もなく農用区域内農地であります。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第75号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第76号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16ページ、番号56番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第76号、番号56についてご報告いたします。</p> <p>調査日は9月6日、調査委員は宮脇委員、橋口委員と私です。事務局から2人同行のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は16ページから18ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線を港方面からホームマン方向へ向かいグリーンロードと交わる交差点を西へ100メートル程進んだところでは、</p> <p>転用目的は従業員駐車場です。先ほどの事業計画変更と関連があり診療所を平屋にすることで従業員駐車場の場所がなくなりこの土地を従業員駐車場にしたいとのことでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は畑、西側も畑です。排水</p>
委員	矢野	

		<p>は南側に水路を設け西側にある側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号57番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>議案第76号、番号57についてご報告いたします。</p> <p>調査日は9月6日、調査委員は矢野委員、橋口委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙総会資料は20ページから22ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、港湾道路をどこもショップ志布志店から港方向へ500メートル進んだ所の左側に位置します。</p> <p>転用目的はトラック駐車場です。</p> <p>21ページの位置図をお目通しいただければ、コンテナ置場、シャーシ置場が不足することによる5条申請となります。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は用悪水路、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水は、盛土をして水路に流すということでした。</p>

		<p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	吉野	<p>はい。この土地は安楽土地改良区の管理地内にありますので、許可を出す時に決済金に係る安楽土地改良区の意見書をつけてほしいのですが。土地改良区に届けがないまま進んでいくと土地改良区の台帳を消せませんので賦課金の発生がします。この場所は、私は把握しているので話はするのですが、許可する時、土地改良区との決済金のことを謳ってほしいと思います。</p>
主任主査	永野	<p>以前、この件で説明したことがあったのですが、土地改良区からの意見書が、必要な方、必要でない方がいまして、ひとつは登記簿謄本の土地の全部事項の中に土地改良に関する事項が記載されている場合は、鹿児島県に申達する時に土地改良区の意見書がついてないといけないということは確認しているのですが、安楽土地改良区の場合ですと区画整理事業レベルではない水利がメインの土地改良事業であることがほとんどでして、手続き上は必須という書類ではなく、それをもとに許可しないということとはできないですが、ただ賦課金の徴収上で非常にお困りだという事情ですので、この解決策については再度考えてまいりたいと思います。</p>
会場		(協議会)
議長	山下	<p>小園委員より解決策への助言があり、解決させるためにどのような方法がいいか事務局で検討する。</p> <p>ほかにごございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>それでは、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 58 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	矢野	<p>議案第 76 号、番号 58 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は宮脇勇委員、橋口委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は 27 ページから 29 ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校近くの鉄道跡道路を港方向へ 1 キロ行き、そこから東へ 100 メートル程進んだところです。</p> <p>転用目的は一般住宅と倉庫です。先ほど事業計画変更で触れましたとおりここに自分の一般住宅と倉庫を建築するとのことでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側も宅地です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、17 ページ、番号 59 番を審議いたします。</p> <p>番号 59 番は、先ほどの議案第 74 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 26 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 60 番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	議案第 76 号、番号 60 について報告いたします。 調査日は 9 月 6 日、調査委員は矢野委員、橋口委員と私です。 別紙総会資料は 30 ページから 32 ページになります。 譲渡人は志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、グリーンロードを志布志から有明方面に向かい安楽郵便局のある交差点から有明方向に 300 メートル程進みそこから北へ 150 メートル程進んだところにある県営住宅の道路向かい側に位置します。 転用目的は一般住宅と一部山林です。一部クヌギを植えるということでこれは崖面に接しているためです。 周囲の状況は、北側は雑種地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は山林です。排水は、道路側溝へ流すということでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 矢野</p>	<p>次に、番号 61 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 76 号、番号 61 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は宮脇勇委員、橋口委員と私、事務局から 2 人同行されました。</p> <p>別紙総会資料は 33 ページから 35 ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇団地〇号棟〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、港からホームマン方向に向かう市道町原弓場ケ尾線の途中にある平川商店の東側にありました。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は畑、西側は宅地です。</p> <p>排水は、合併処理浄化槽で北東側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18 ページ、番号 62 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 橋口</p>	<p>議案第 76 号、番号 62 についてご報告します。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は矢野委員、宮脇勇委員と私でした。</p> <p>別紙総会資料は 36 ページから 38 ページになります。</p>

		<p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号〇〇Fにお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町の天神に外岩戸石油店がありますがそこから南へ 250メートルのところでは、</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側も畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、自然流下ということでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいついていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございしますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号63番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第76号、番号63についてご報告いたします。</p> <p>調査日は9月6日、調査委員は矢野委員、宮脇勇委員と私です。</p> <p>別紙総会資料は39ページから41ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 〇〇Fにお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの番号62の近くに位置します。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は宅地です。排水につきましては、自然流下ということでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお祈いします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございいますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号64番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第76号、番号64についてご報告いたします。</p> <p>調査日は9月6日、調査委員は矢野委員、宮脇勇委員と私です。</p> <p>別紙総会資料は42ページから44ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 〇〇Fにお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、これも同じく番号62、番号63の近くに位置します。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側も山林、西側は畑です。排水につきましては、自然流下ということでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

議長	山下	ご審議方、よろしくお願ひします。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めませぬ。
		次に、19 ページ、番号 65 番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願ひいたします。
委員	橋口	議案第 76 号、番号 65 についてご報告いたします。
		調査日は 9 月 6 日、調査委員は矢野委員、宮脇勇委員と私です。
		別紙総会資料は 45 ページから 47 ページになります。
		譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さん、茨城県守谷市みずき野〇丁目〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。譲受人は、東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、志布志町町原弓場ケ尾線と県道が交わる交差点の西側になります。
		転用目的は店舗です。
		周囲の状況は、北側は宅地、東側は雑種地、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。排水は、西側の道路側溝を利用するとのことでした。
		申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われませぬ。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみませぬ。
		ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。

		<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 66 番を審議いたします。</p> <p>番号 66 番は、先ほどの議案第 74 号、農業振興地域整備計画変更協議に 係る意見についての番号 25 番で審議されましたところの 5 条申請でござ います。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、20 ページ、番号 67 番を審議いたします。</p> <p>番号 67 番は、平成 30 年 3 月総会の議案第 20 号、農業振興地域整備計画 変更協議に係る意見についての番号 9 番で審議されましたところの 5 条申 請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 68 番を審議いたします。</p> <p>番号 68 番は、平成 30 年 3 月総会の議案第 20 号、農業振興地域整備計画 変更協議に係る意見についての番号 10 番で審議されましたところの 5 条 申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第76号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第77号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。 まず、22ページ、番号31番を審議いたします。 現地を調査された、橋口委員の説明をお願いいたします。
委員	橋口	議案第77号、番号31について報告いたします。 調査日は9月6日、調査委員は矢野委員、宮脇勇委員と私でした。 別紙説明資料は48ページから50ページになります。 申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人も〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市役所松山支所から県道110号線塗木大隅線を泰野方向へ約1.3キロ進んだ所を左折し、市道120号栗須田中山線にはいり約1.2キロ進んだ所を左折し、さらに農道を600メートル進んだ南側に位置します。 この場所は、20年以上耕作されておらず、山林化しておりました。 周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側は山林、西側も山林です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号32番を審議いたします。

<p>委員 神宮司</p>	<p>現地を調査された、神宮司委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 77 号、番号 32 について報告します。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は上野委員、坪山委員と私の 3 人でした。事務局から 2 人同行されました。</p> <p>総会資料は 51 ページから 53 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所本庁より南東へ約 1.5 キロの場所にあり、県道 523 号志布志有明線を東へ 1.1 キロ進み右折して 120 メートル、さらに右折して 1.1 キロ、右側へ 500 メートルの所にあります。</p> <p>現地には、平成元年に住宅が建築されて以降宅地として利用されており、現在に至るまで 20 年以上耕作されていません。現地の復元は難しく耕作不能の状況にありました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側も宅地です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 33 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坪山委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>議案第 77 号、番号 33 について報告いたします。</p> <p>調査日は 9 月 6 日、調査委員は神宮司委員、上野委員と私と、事務局から 2 人同行されました。</p> <p>別紙説明資料は 54 ページから 56 ページを参照下さい。</p>

		<p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、蓬原小学校前の県道宮ヶ原大崎線を車で旧有明高校方面へ約150メートル進みますと堀口製茶和香園が右側にありますが、その東側の農道を約110メートル行った所にあります。</p> <p>平成元年に北側隣接地に住宅が建築されて以降、宅地として一体的に利用されており、現在に至るまで20年以上耕作されていません。農地の復旧は困難と思われまます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側も宅地、南側は原野、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第77号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第78号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第78号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、24ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号32の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん</p>

です。

土地は、志布志町帖字弓場ヶ尾4979番4畑 88平方メートルでございます。

申請地は、志布志町にある農地所有適格法人さかうえから横尾下のこまみず酒店の方向に向かう市道昭和・弓場ヶ尾線の途中にある有限会社川畑工務店の作業場等の北側の市道沿いの土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号33の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字西中尾6087番1畑757平方メートルでございます。

申請地は、県道65号南之郷・志布志線を志布志から末吉高岡方向へ向かい途中にある全農サイロ株式会社志布志支店南九州事業所から北へ約200m進んだところの西側の土地でございます。現在、宅地化しております。

最後に、番号34の願出人は、静岡県静岡市清水区梅ヶ谷〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町野神字堀切4534番4 田142平方メートルでございます。

申請地は、国道269号線沿いの大崎町役場野方支所から鹿屋方向へ約420m進み、右折し、県道72号垂水・大崎線を北へ2.2km程進んだところの西側の土地で有明町の飛び地でございます。現在、山林化しております。

現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号32と33を吉國委員、長岡委員、熊野委員、番号34を吉野委員、立迫委員、諏訪委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(なし)

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9、議案第78号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。

議長 山下

会場 委員

議長 山下

会場 委員

議長 山下

次長兼係長 高迫

次に、日程第10、議案第79号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。

最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第79号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。

議案書は、26ページから29ページとなっております。

最初に26ページの総括表についてご説明致します。

公告日は、平成30年9月28日で、畑が29,098㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者3人であり、売買によるものです。

次に、27ページから29ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。

27ページの番号34の所有権を移転する者は、鹿児島市谷山中央〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野神の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、飼料作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、4筆で8,222㎡の畑で、土地代金は307万7千円です。移転時期等につきましては、平成30年10月12日を予定しております。

次に番号35の所有権を移転する者は、神奈川県座間市新田宿〇〇番の〇にお住まいの〇〇さんで、移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、きゅうりの規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で1,000㎡の畑で、土地代金は20万円です。移転時期等につきましては、平成30年10月12日を予定しております。

次に28ページの番号36の所有権を移転する者は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、きゅうりの規模拡大を図るということです。

設定面積は、8筆で18,513㎡の畑で、土地代金は410万円です。移転時期等につきましては、平成30年10月12日を予定しております。

次に29ページの番号37の所有権を移転する者は、宮崎県都城市若葉町〇〇号〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で1,363㎡の畑で、土地代金は20万円です。移転時期

		等につきましては、平成30年10月12日を予定しております。
議長	山下	<p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第79号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、30ページから43ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書30ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年9月28日で、始期は平成30年10月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2万6,597㎡、畑が4万7,141㎡で、樹園地が2万3,773㎡で、合計しますと9万7,511㎡となり、うち更新分は4万5,287㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が27名で、利用権の設定を受けようとする者の数が21名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より6名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、31ページから41ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書42ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成30年9月28日で、始期が平成30年10月1日であります。設定期間は5年から10年です。</p> <p>地目別の内訳は、畑の1万2,232㎡となっております。</p>

		<p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は2名であります。詳細につきましては、43ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第79号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に31ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、31ページ番号1番につきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、番号2番を審議いたします。</p> <p>番号2番から32ページ番号4番までは、坪山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、坪山委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(坪山委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、31ページ番号2番から32ページ番号4番までにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。ここで坪山委員の入室を許可します。 (坪山委員 入室)
議長	山下	次に、番号5番を審議いたします。 番号5番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願いいたします。 (立山委員 退席)
議長	山下	それでは、番号5番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。 (立山委員 入室)
議長	山下	次に、番号6番を審議いたします。 番号6番は、宮脇勇委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、宮脇勇委員には、ここで、退席をお願いいたします。 (宮脇勇委員 退席)
議長	山下	それでは、番号6番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで宮脇勇委員の入室を許可します。 (宮脇勇委員 入室)
議長	山下	次に、33 ページ、番号7番から、41 ページ、番号27番までと、30 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>43 ページ、番号 1 番から、番号 2 番までと、42 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 79 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 80 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第80号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。議案書は45ページとなっています。</p> <p>番号25番の申出者〇〇さんは、松山町尾野見〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町尾野見字大段2041番 1 畑2,746㎡と2041番 2 畑1,221㎡の2筆です。</p> <p>土地の場所ですが、まず、2041番 1 の畑ですが、県道63号線を志布志方向から伊崎田方向へ向かう途中に、浦島釣具店がありますが、そこを過ぎて、右折し、松山町尾野見中村地区方向へ2 k mほど進んだ、左側の道路横の畑になります。</p> <p>次に2041番 2 の畑ですが、先ほど説明しました2041番 1 の畑の隣になります。</p> <p>2筆の畑は、現在、甘藷の収穫を終えた状態です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と池袋委員でご提案いたします。</p>

番号26番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋字廣段5521番 畑2,797㎡と字山添5314番畑1,965㎡同じく5304番 1 畑2,911㎡、字砂田1229番 1 畑4,826㎡、字、米ヶ谷5189番 1 畑3,432㎡の5筆です。

土地の場所ですが、順不同で、申し訳ございませんが、まず、5189番1の畑ですが、狩川集落の原口商店から泰野方向へ700m進んだ、左側の道路横の高土手の畑になります。

次に5521番1の畑は、先ほど説明しました、5189番1の畑から泰野方向へ30mほど進んだところを左折し、入り口から左側の4番目の畑で、同じく、入り口から右側2番目の畑が、5304番1の畑になり、同じく、右側3番目の畑が5314番地の畑になります。

次に1229番1の畑につきましては、松山町新橋にある、井手間の資源ごみ収集所のゲート前を右側に400mほど進んだ道路横の畑になります。

5筆の畑は、現在、5521番1の畑について、甘藷が作付けされたままの状態でしたので、昨日、〇〇さん本人に確認をとったところ、近日中に収穫をするとの事でした。その他の4筆の畑については、耕運がしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。

番号27番の申出者〇〇さんは、有明町蓬原〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字前畑3155番 1 田1,021㎡の1筆です。

土地の場所ですが、有明町蓬原にあります、農業公社から蓬原中野集落方向へ進むと、蓬原中野共同墓地があります。この共同墓地を過ぎて、すぐ右折して150m進んだ、右側の田になります。

現在、田は耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。

番号28番の申出者〇〇さんは、有明町蓬原〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字前畑3098番 2 田490㎡、同じく3149番田260㎡、

		<p>同じく3154番2田742㎡の3筆です。</p> <p>土地の場所ですが、まず、3098番2の田ですが、蓬原中野共同墓地の手前を右折し、東の方向へ200mほど進むと、左側の田になります。</p> <p>次に3149番の田ですが、蓬原中野共同墓地を過ぎたところを右折し、北の方向へ100mほど進んだ左側の田になります。</p> <p>次に3154番2の田ですが、蓬原中野共同墓地の手前を右折し、50mほど進んだ突き当たりの田になります。</p> <p>3筆の田は、現在、耕運がされています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>